

〈指定研究〉

「未公開刑事記録の保存と公開についての総合的研究～4大逆事件関連記録の発見を端緒として～」

團藤重光と警職法改正

— 所蔵史料の紹介と解説 —

太 田 宗 志

- 1、はじめに
- 2、團藤と警職法改正
 - (1)警職法改正問題
 - (2)團藤の警職法改正反対論
- 3、史料の紹介・仮目録
 - (1)史料の位置づけ
 - (2)重要史料
 - (3)各史料の説明
- 4、むすびにかえて

1、はじめに

龍谷大学矯正・保護総合センターは、法学者・團藤重光（1913～2012年、以下「團藤」と呼ぶ）から寄贈を受けた史料（以下「團藤文庫」と呼ぶ）を個人文書として所蔵し、團藤の人間像を明らかにする総合的研究¹⁾や史料調査を進めている。また史料を多くの人々の研究利用に供してほしいという團藤の意思を実現するために、将来構想として史料の一般公開を目指している。なお、筆者は、同センターにおいて團藤文庫の研究と史料調査・整理事業を担当している。

小稿は、團藤文庫研究の一端を公表することを目的としており、團藤文庫所蔵史料のうち、「警職法関係」と題する一群の史料（警職法改正関係史料、以下「本史料群」と呼ぶ）の紹介と仮目録の提示を任務とするものである。本史料群は、1958（昭和33）年の10月初旬に政府より提起され予後2か月間、朝野を挙げて激しい議論を巻き起

こし、ついに未成立となった警察官職務執行法改正案に関する團藤の足跡（関与）を明らかとするものである。なお、本史料群は、「警職法関係」とペン書きされたボール箱に文書類や雑誌など25点の紙史料が横置きされたものである。多くの史料は劣化が見られる。特に、ほとんどの史料にフォクシングがみうけられ、対応が必要であろう。またステイプラー留めの史料も多いが、金属サビが発生しており、支持体を守るための措置が必要である。

小稿においては、まず警職法改正法案がどのような内容であったのか解説し、團藤が同改正案にどのように関与したのか検討していきたい。その後、具体的な史料の紹介と解説を行いたい。

2、團藤と警職法改正

(1)警職法改正問題

警察官職務執行法（以下「警職法」と呼ぶ）の改正案は、1958（昭和33）年10月8日、政府により第30回臨時国会に提出された。同年10月17日に衆議院本会議において趣旨説明が行われ、続いて衆議院地方行政委員会を舞台に審議が行われた。警職法改正案をめぐる、与野党の激しい対立が生じ、全国的な反対運動が展開され、同年11月22日に審議未了となった²⁾。

警職法改正案はどのような内容だったのか。改正の要点を指摘した上で少し長文に渡るが改正案の本文を掲げたい。

警職法改正案（全8条）の要点は以下の通りであった³⁾。

- 第二条および第三条に、所持品検査、兇器等の一時保管のための提出・取り上げ規定の新設
 - 第三条の規定する保護の対象に「自殺をする虞のある者」を追加するとともに、「精神錯乱者」および「泥酔者」が公衆に迷惑をかける場合にも保護を可能とし、病人等の保護について、本人の意思にかかわらず保護を可能とするよう規定を改正
 - 第三条の二として、少年保護の規定を新設
 - 第四条に規定する「危険な事態」に「興行場その他多数の者の用に供する施設又は場所における過度の人員の収容による混乱」を追加し、第2項の避難措置について、警察官から公安委員会への事後報告を求める規定を、危険な事態が予測される場合は、公安委員会が事前に必要な措置を求める規定へと変更
 - 第五条の「制止」、第六条の「立入」の要件に「公共安全と秩序が著しく乱される虞のあること」を追加
 - 第八条に、第二条、第三条および第五条において「提出させ」、あるいは「取り上げ」た物件の一時保管の権限および手続の新設
- 改正案の本文は、以下の通りである。

（質問等）

第二条

- 2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署（派出所及び駐在所を含む。以下同じ。）に同行することを求めることができる。
- 3 警察官は、第一項の質問に際し、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者が、兇器その他の人の生命又は身体に危害を加えることのできる物件を所持しているときは、一時保管するためこれを提出させることができ、又、

これを所持していると疑うに足る相当な理由があると認められるときは、その者が身につけ、又は携えている所持品を提示させて調べることができる。

- 4 前三項に規定する者は、刑事訴訟法に関する法律の規定によらない限り身柄を拘束され、その意に反して警察署に連行され、答弁を強要され、又は差押若しくは搜索をされることはない。（現行法第四条削除）

（保護）

第三条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、応急の救護を要すると信ずるに足る相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病患者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

- 一 精神錯乱又は泥酔のため、自己若しくは他人の生命、身体、若しくは財産に危害を受け若しくは加え、又は公開の施設若しくは場所において公衆に対して著しく迷惑をかける虞のある者
- 二 自殺をする虞のある者
- 三 適当な保護者を伴わない病人若しくは負傷者又はこれらに準ずる者
- 四 迷い子、家出をした少年（二十歳に満たない者をいう。以下同じ。）その他の少年で、生命、身体又は財産に危害を受ける虞のあるもの

- 2 前項の場合において、保護を受ける者の氏名若しくは住居を明らかにするため必要があるとき、又は保護を受ける者が兇器その他の人の生命、身体若しくは財産に危害を加えることのできる物件若しくは自殺の用に供することのできる物件を所持しているかどうか明らかにするため必要があるときは、保護を受ける者が身につけ、又は携えている所持品を調べるすることができる。

- 3 第一項の場合において、保護を受ける者が兇器その他の人の生命、身体若しくは財産に危害を加えることのできる物件又は自殺の用に

供することのできる物件を所持しているときは、警察官は、一時保管するため、これを取り上げることができる。

- 4 第一項の措置をとった場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族等が見つからないときは、すみやかに、適当な公衆保健若しくは公衆福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。
- 5 第一項の規定による保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、当該保護をした場所を管轄する簡易裁判所の裁判官の引き続き保護することを承認する許可状のある場合は、この限りではない。
- 6 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き、裁判官において已むを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、当該保護を始めた日から起算して通じて五日をこえてはならない。この許可状には已むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。
- 7 警察官は、第一項の規定により警察で保護した者の氏名、住居、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週当該保護をした場所を管轄する簡易裁判所に通知しなければならない。

第三条の二 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命、身体、又は財産に危害を加える虞のあることが明らかであり、且つ、急を要すると信ずるに足りる相当な理由のある少年を発見したときは、とりえず警察署において、これを保護することができる。但し、その少年が少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる少年又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条に規定する児童に該当すると認められる場合に限る。

- 2 前項の規定による保護は、十八歳以上の少年については、本人が拒んだときは、これを行うことができない。
- 3 第一項の措置をとった場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族等にこれを通知するとともに、少年法第六条又は児童福祉法第二十五条の規定による送致又は通告の手続をとらなければならない。
- 4 警察官は、第一項の規定により警察署において保護を始めたときは、直ちに、当該警察署の所在地を管轄する家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官の引き続き保護することを承認する許可状を求める手続をとらなければならない。許可状が発せられないときは、直ちにその保護を解かなければならない。
- 5 第一項の規定による保護は、裁判官が前項の許可状を発する際に定める期間をこえてはならない。但し、裁判官の新たな許可状のある場合は、この限りではない。この許可状については、前条第六項の規定を準用する。
- 6 前2項の許可状は、判事補が、一人で発することができる。
- 7 第一項の場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。
（避難等の措置）

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、興行場その他多数の者の用に供する施設又は場所における過度の人員の収容による混乱、極端な雑踏等危険な事態が現に発生する虞がある場合においては、その場に来集する者、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、

又は自らその措置をとることができる。

- 2 警察官は、前項に規定する危険な事態が予測されるときは、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告するものとする。

この場合において、公安委員会は、必要と認めるときは、他の公の機関、その事物の管理者、その他の関係者に対し、それぞれ危険な事態の発生の防止のため適当な措置をとることをもとめることができる。

(警告及び制止)

- 第五条 警察官は、犯罪が行われることが明らかであると認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、犯罪が行われようとしており、そのまま放置すれば、人の生命若しくは身体に危険が及び、財産に重大な損害を受け、又は公共安全と秩序が著しく乱される虞のあることが明らかであって、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立入等)

- 第六条 警察官は、人の生命若しくは財産又は公共安全と秩序に対する危害が切迫した場合において、その危害を防止し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地、建物、その他の工作物若しくは船車その他の乗物に立ち入り、又はこれらを通行することができる。

- 2 興行場、旅館、料理屋、駅、船車その他公開の施設又は場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害防止のため、その施設又は場所に入り込むことを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

- 3 警察官は、第一項の規定による立入若しくは通行又は前項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

- 4 警察官は、第一項の規定による立入若しく

は通行又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場所には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

(一時保管)

- 第八条 警察官は、第二条第三項の規定により提出させた物件、第三条第三項（第三条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により取り上げた物件又は第五条の規定による制止の措置として取り上げた物件を一時保存することができる。

- 2 警察官は、一時保存を始めた日から起算して五日以内に（当該期間内にあつても、一時保管をする必要がなくなつた場合にあつては、直ちに）一時保管に係る物件を本人（本人以外の者が当該物件について返還請求権を有することが明らかであるときは、その者）に返還しなければならない。但し、本人に返還することが適当でないと認められるときは、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができる。

- 3 前項の場合において、同項に規定する者が法令により当該物件を所持することを禁止されているものであるときは、同項の規定にかかわらず、その者に対しては、当該物件を返還しないものとする。

- 4 第二項本文に規定する者の所在が明らかでないため、一時保管を始めた日から起算して五日を経過しても当該物件を返還することができないときは、その旨を公告しなければならない。但し、当該物件が明らかに価値のないものであるときは、公告しないで、これを廃棄することができる。

- 5 前項の規定による公告の日から起算して六月を経過してもなお物件を返還することができないときは、その物件の所有権は、国又は都道府県に帰属する。

- 6 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の一時保管に関して必要な事項は、政令で定める。

(他の法令による職権職務)

第九条 警察官は、この法律の規定による外、刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

以上のような改正案に戦前の警察の記憶のいまだ鮮明な国民は憤激し、全国的反対運動を展開したのであった。

(2) 團藤の主張

警職法改正案に対して團藤はどのような態度をとったのであろうか。同改正案に対する團藤の態度は、明快に反対する内容のものであった。團藤の警職法改正案への反対論は立法当局者（警察庁、法制局）を交えた座談会で明らかになる。「ジュリスト」第166号（有斐閣、1958年）は、特集として警職法改正問題を掲げた。座談会に出席した團藤の反対論は、厳しいものであった⁵⁾。

團藤は、警職法について「現行法のままでも警察目的を達することができるような法制の状態⁶⁾」になっているという認識であり、改正案全体に対して批判的立場をとっている。

管見のところ、團藤の主要な反対論は「質問等」、「保護」、「警告及び制止」に関する以下の3点に集約されよう。

第一に、「質問等」に関しては、第二条第3項で掲げられた一時保管のための「兇器の提出」、第三条第3項に掲げられた一時保管のための「兇器の取り上げ」についてである。團藤は、警察官が対象者に対して兇器の提出を義務付ける一種の提出命令として機能する余地があるのではないかとその危険性を指摘し、法文に「意に反して提出する義務はない」と明文化すべきだとの主張を展開した。

第二に、「保護」、とりわけ少年保護に関しては、團藤は、少年警察が大きな働きをしていることは認めつつ、少年法・児童福祉法の一貫する方針からみて第三条及び第三条の二の掲げる警察の介入は「権道⁶⁾」であると指摘する。團藤は、少年法や児童福祉法の面から、強制権の規定の創設や設備の充実改善を図るのが本筋の議論であると、立法当局者に厳しくせまるのである。ただ、團藤は、「どんな理想論を唱えても警察官のお世話に全然

ならないで⁷⁾」子どもを保護することはできないから、「警察官の権限を認めないわけにはいかない⁸⁾」が、であるならば強制権を「少年法と児童福祉法の中に織り込むべきだ⁹⁾」と主張するのである。少年を保護する場所は、きわめて例外的な場合に限り警察署と規定し、それ以外は少年鑑別所、その他の適当な場所とすべきと主張している。

第三に、「警告及び制止」に関しては、第五条および第六条における「公共の安全と秩序」が乱される恐れがある場合に制止、立入が可能とした。この「公共の安全と秩序」という新要件の創設に対する團藤の主張は、以下のようなものである。

現行法であれば、犯罪がまさに行われようとしたときとされ、「…その行為の形態がどのようなものであるかということも大体見当がつく。従って、違法性の判断にしてもある程度容易¹⁰⁾」である。「ところが、改正案のようだともっと時間的な間隔がある。結局予想なのですから、行為が行われるかどうか、またどのような形態の行為になるかということを警察官が見越して、こういう形態ならば違法だろうということで、警告を発するという形¹¹⁾」になる。團藤は、違法性判断が非常に困難であるにもかかわらず警察官の判断になる危険性を指摘している。また、これまでの「生命・身体」の危険、あるいは財産の重大な損害¹²⁾という要件は、「かなり具体的で目に見えるもの¹³⁾」であるから、「その認定はかりに、将来の事実であっても比較的容易¹⁴⁾」であると述べた上で、改正案の公共の安全と秩序は無形のもので認定が「あやふや」になるとその危険性を指摘する。この「あやふや」な要件をもとにして警察官の介入の早期化を可能とする規定に対して、懸念と疑問を呈するのである。

そして最後に團藤は、1952（昭和27）年に成立した破防法により犯罪の成立範囲の拡大している動きに対して危惧の念を表明すると同時に、警職法改正案によってこの動きがより拡大されていくことに警鐘をならしている¹⁵⁾。

さて、ここまでは、警職法改正案に対する團藤の反対論についてみてきた。次節では、團藤文庫が所蔵する実際の史料について解説していきたい。

表1 本史料群一覧

	史料件名	支持体	備考（形式）	備考（内容）
No.1	「昭和三十三年十月 警察官職務執行法の一部を改正する法律案について」（警察庁）	中・下級印刷紙（フォクシングあり）	全20頁、表1に團藤の所蔵印あり	赤鉛筆線引き多数あり、16頁に名刺1葉あり（横山正彦（東大経済学部教授）、名刺の裏面に「時間を少し節約致します」との記述あり）
No.2	「警察官職務執行法第五条関係事例」	ザラ紙（フォクシングあり）	ステイプラー2点留め、全14頁、表紙に團藤の所蔵印あり	赤鉛筆線引き一か所あり
No.3	「昭和三十三年十月 警察官職務執行法に関する外国の立法例」	ザラ紙（フォクシングあり）	全60頁、表紙に團藤によるサインあり	
No.4	「一九五八年十月十四日 警察官職務執行法改悪法案について」（総評法規対策部）	ザラ紙（フォクシングあり）	ステイプラー2点留め、全50頁、	
No.5	「警察官職務執行法の一部を改正する法律案新旧対象表」（憲法擁護国民連合事務局）	ザラ紙（フォクシングあり）	ステイプラー2点留め、全12頁、	内部に「警察官職務執行法の改正点」と題する2枚組あり
No.6	「警察官職務執行法改正 あれこれ問答 昭和33・10」		全20頁小冊子	
No.7	来信（発：赤城宗徳）	封筒（内部にカードあり）	即日速達	1958年10月28日付で内閣官房長官室より團藤あてに出された晩餐への招待状（実施期日、同年10月31日）
No.8	「警察官職務執行法改正 あれこれ問答 昭和33・10」		全20頁（No.6と同じ）	内部（10頁）に封書あり（10月30日実施の東京大学警職法問題懇談会準備室による研究・討論会の招待状、報告者は團藤）
No.9	「なぜ警察官職務執行法を改正するのか 昭・33・10」（警察庁）		全22頁小冊子	
No.10	東京新聞（昭和33年10月17日朝刊）			1面「警職法改正案を検討する④第五条」の記事に赤鉛筆・青鉛筆の線引きあり
No.11	「少年保護関係事例」	ザラ紙（フォクシングあり）	ステイプラー1点留め、全16頁、	
No.12	「青少年保護に関する外国の立法例」	ザラ紙（フォクシングあり）＋国会地方警察本部用箋1枚	ステイプラー1点留め、全11頁（国家地方警察本部用箋をさらにクリップ留め）	国家地方警察本部の用箋には「（ドイツ）警察行政法（抜粋仮訳）」、冊子末尾にも同内容あり
No.13	「昭和三十三年十月 泥酔者に関する外国の法制（仮訳）」	ザラ紙（フォクシングあり）	ステイプラー1点留め、全20頁	
No.14	ジュリストの封筒		封筒内に①有斐閣ジュリスト編集室による座談会の次第、②「警察官の職務執行法の一部を改正する法律案」（表紙に團藤の所蔵印あり）と「警察官職務執行法改正あれこれ問答」1冊	①は和文タイプ薄紙（10月22日付）、10月25日（土）、午後5時より福田家（千代田区紀尾井町）で実施された警職法改正座談会の実施要項
No.15	警察庁の封筒	ザラ紙冊子＋中・下級印刷紙冊子	内部にザラ紙の「青少年保護に関する外国の立法例」「警察の職務執行に関する外国の立法例」「中華人民共和国治安管理条例－その解説と条文」の各3冊（ステイプラー1点留め）と「警察官職務執行法の一部を改正する法律案についての資料（一）」（警察庁）と題する冊子1冊	
No.16	「昭和三十三年十月 警察官職務執行法の一部を改正する法律案についての資料（一）」（警察庁）	中・下級印刷紙（フォクシングあり）	全20頁	

No.17	「昭和三十二年 1957 少年非行」 （警察庁保安局防犯課）	中・下級印刷紙（フォクシングあり）	全37頁	
No.18	来信（発：日本社会党本部）	ザラ紙の要請文（1枚）＋冊子2冊	10月10日付で社会党委員長名から出された支援要請文と「警察官職務執行法の改正が実現すればどうなるかー警察国家への道」、「警察官職務執行法の一部を改正する法律の新旧対照表」と題する冊子	
No.19	「警察庁保安局防犯課 少年警察概論」（警察庁防犯課少年警察研究会）	テキスト（フォクシングあり）	全391頁、昭和33年8月1日再販	
No.20	「少年補導 昭和33年5月号」（社団法人 大阪少年補導協会）		全110頁、折れあり	
No.21	「警職法改正案と少年法、児福法及び刑訴法との関係における問題点」	ザラ紙	ステイプラー1点留め、全18頁	
No.22	来信（発：警職法改正案に対する声明（東大教官）事務局）	ザラ紙（2枚）＋署名一覧＋封筒	10月10日付で出された東大教官による声明への署名者一覧（12枚）と請願文（2枚）	請願文は、声明に係った郵送費等の負担を求める内容
No.23	来信（発：警察庁）	小冊子	「なぜ警察官職務執行法を改正するのか」	
No.24	名刺	破れあり	1葉	増井正次（警察庁保安局防犯課長）
No.25	The Japan Times の記事	1部（破れ）		「The Police Duties Law」（警職法）に関する記事の部分

3、史料の紹介・仮目録

小稿で取り扱う史料の位置づけを行うとともに、重要史料について一言する。また、仮目録（表1）を提示し、史料ごとに簡単な説明を付していきたい。

(1)史料の位置づけ

本史料群は、團藤が戦前を想起させる法に対して一貫して反対の立場をとってきた姿を裏付ける助けとなるものである。また、東大において警職法反対の動きが活発に展開されるなかで、その理論的支柱の一人であったことを伺い知ることができる史料ともいえよう（團藤は、東大警職法問題懇談会の講師もつとめていた）。加えて、警察当局が、同法案の成立のため、どのような論拠で社会や反対勢力を説得しようと試みたのか、外国立法例や一般向けのパンフレットから伺い知ることも可能である。

(2)重要史料

本史料群は、法律案や外国の立法例（警職法・

少年警察関係）などの文書類が中心であるが、とりわけ前掲の仮目録（表1）No.1の「警察官職務執行法の一部を改正する法律案についての資料（一）」は重要である。警職法の改正法律案の問題点について検討した後が読み取れる。先に述べた「ジュリスト」誌上の警職法問題座談会において展開された團藤の主張が本史料（No.1）より伺われるのである。

また、仮目録No.7の内閣官房長官の赤城宗徳から團藤にあてた晩餐への招待状も面白い史料といえよう。晩餐は10月31日（午後6時より帝国ホテル新館2階）という警職法問題の渦中にセットされており、政府側とどのような会話がなされたのか興味深い。ただ、この史料を補強する史料は本史料群中に存在していない（團藤の日記にもこれに関する記述は見当たらない）。

(3)各史料の説明

同史料群は、後掲の仮目録の通り、全25点で構成されている。以下、各史料について説明を加える。

No.1は、警察庁によって作成された文書で、法

律案、法律案要綱、提出理由説明、逐条説明、新旧条文対照表からなる。上記(2)の通り、團藤が、警職法の改正案についてどこが問題となるのか検討した跡が見られる。「ジュリスト」第166号において展開された團藤の同改正案に対する厳しい指摘（考え方）を考察する上で重要な史料である。

No.2 は、警職法 5 条（制止）に関する事例集である。團藤は、「砂川町における測量妨害事案」に関する記述について、以下の部分に下線を引いている。

「改正案では、測量妨害のために集まってくる者に対しても警告ができ、また、測量妨害の為に集まってくることが明らかに認められれば、公共の安全と秩序を著しくみだすおそれがある場合と認められるので、現場に集合する以前に制止することが可能…」

團藤による下線の意味は、警察官による制止行為が抽象的な「公共の安全と秩序」要件を前提に現行法を越えて可能となることへの疑問であろう。

No.3 は、警察庁により作成されたと思われる文書である。青少年保護、暴力団取締りの状況、イギリスにおける集団・行進についての取締りの状況、イギリスの議会周辺におけるデモ、陳情等の取締りの状況を内容としている。

No.4 は、憲法擁護国民連合による警職法改正案の新旧対象表である。

No.5 は、総評法規対策部により作成された文書である。警職法改正のねらい、改正法律案、同法案新旧対照表、警職法逐条解説、戦前の治安立法の紹介を内容としている。

No.6 は、作成者不明の小パンフレットである。全編写真入りの Q & A 方式で警職法改正の問題点を解説している。

No.7 は、1958年10月28日付で内閣官房長官室より團藤あてにだされた来信（速達）である。内容は、赤城宗徳内閣官房長官より團藤に対する晩餐（実施期日、同10月31日午後6時、会場、帝国ホテル新館2階）への招待である。警職法改正問題について話し合われたと思われるが、会談内容を明らかにする史料は本史料群には存

在しない。

No.8 は、No.6 と同じであるため内容は省略する。

10頁には、東京大学警職法問題懇談会準備会主催の全学研究会（開催期日、10月30日（木）午後6時～9時、場所、学士会館分館（本郷）2解6号室）の案内状が封筒入りで納められている。講師は、團藤がつとめており、警職法改正問題への全学的な理論的支柱であることがうかがわれる。

No.9 は、警察庁により作成された警職法改正の必要性を説明する国民向けパンフレットである。改正の必要な事例の紹介や改正の趣旨の説明、改正への疑問に答える体裁の内容となっている。

No.10 は、警職法改正問題を報じている東京新聞1958年10月17日朝刊の記事である。「警職法改正案を検討する」と題した連載記事の第4回目であり、テーマは第5条の警告・制止を取り上げている。記事は対談形式を採用しており、対談者は、弁護士の正木ひろしと当時の警察庁刑事局参事官の桐山隆彦である。「制止」に関する両氏のやり取りについて赤線・青線引きがある（官庁への押しかけデモに関する警察の対応について）。

No.11 は、警察庁が作成したことが伺われる少年保護に関する事例集である。

No.12 は、警察庁が作成したことが伺われる青少年保護に関する外国の立法例である。アメリカ、イギリス、ドイツにおける関係法規の抜粋が集められている。末尾に、国家地方警察本部の用箋で、ドイツの警察行政法の仮訳（抜粋）が史料本体に1枚クリップ留めされている。

No.13 は、警察庁が作成したことが伺われる泥酔者に対する外国の立法例を集めた文書である。イギリス、アメリカ、スウェーデンの事例が紹介されている。

No.14 は、有斐閣ジュリスト編集室より團藤に送られた「ジュリスト」の座談会に関する封筒である。封筒内には、警職法改正案や警職法問題のパンフレット（No.6、9と同じもの）が封入されているほか、10月22日付で有斐閣ジュリスト編集室から團藤あてに出された警職法改正問題の座談会の案内（和文タイプ薄紙）が封入さ

れている（実施日、10月25日午後5時～、場所、福田屋（千代田区紀尾井町））。

No.15 は、警察庁の文書資料群である。「警察官職務執行法の一部を改正する法律案（一）」、「中華人民共和国治安管理处罰条例」、「警察官職務執行法に関する外国の立法例」、「青少年保護に関する外国の立法例」が警察庁の茶封筒に封入されている。管見の限り検討した跡は見当たらない。

No.16 は、No.1 と同じ内容の文書であるから説明を省略する。

No.17 は、警察庁保安局防犯課が作成した1957年度の少年非行の状況をまとめた文書である（カラー刷り）。

No.18 は、日本社会党本部から團藤へあてた信書である。内容は、鈴木茂三郎日本社会党中央執行委員長からの警職法改正問題への支援要請文とパンフレットが2冊である。團藤が検討した痕跡は特に見つからない。

No.19 は、警察庁保安局防犯課の少年警察研究会が編集・発行している少年警察のテキストである。

No.20 は、財団法人大阪少年補導協会が発行している「少年補導」5月号である。特集は、大阪少年補導センター会館の竣工について。

No.21 は、警察庁が作成したことが伺われる警職法改正案と関係法規（少年法、児童福祉法、刑事訴訟法）の問題点を整理した文書である。1頁目に鉛筆書きで（抜粋分）とあるほか團藤の検討のあとは見受けられない。

No.22 は、東大教官による警職法改正問題への声明に関する文書類である。政府等の機関への郵送費用が多くかかったため関係教官全体で負担することを求める内容の文書と声明への賛同教官の一覧が封入されている。

No.23 は、No.9 と同じ内容であるから説明を省略する。

No.24 は、増井正次（警察庁保安局防犯課長）の名刺である。保存状態はわるく、一部破れている。

No.25 は、「The Japan Times」の記事の一部である。記事の内容は警職法改正問題を取り扱って

いる。

4、むすびにかえて

小稿では1958（昭和33）年10月から11月にかけて日本社会において激しい反対運動を巻き起こした警職法改正問題について、團藤の立場と見解を中心に解説しながら、團藤文庫が所蔵する関係史料を紹介した。社研研究年報第49号の「團藤重光と破壊活動防止法」においては破防法案が成立してなお、廃止をあきらめない團藤の法学者としての「反骨」の精神を描写した。小稿で取り上げた警職法改正案に対する團藤の対応を見てみると、これまでとは別の人物像が表れてきたように思う。それは、戦後の現行憲法のもとで、理想とする法の在り方を追求する一方で、法の現実とバランスを取ろうとする態度である。少年保護、少年補導において警察が大きな役割を果たしている点について「われわれは十分の認識を持つ必要がある¹⁶⁾」という團藤の主張は、上記態度の一端を示すものといえよう。法の原則と理想を語る一方で、現実に即した提案と説得も忘れない團藤の学説と立場は、学者、行政当局者、社会の多くの人々に多くの共感と理解を呼び起こすものであったように筆者は思うのである。今後とも、團藤の人物像の解明を図るべく研究を進めていきたい。

注

- 1) 龍谷大学矯正・保護総合センターには、團藤文庫の共同研究を行う團藤文庫研究プロジェクトが置かれている。同プロジェクトを事務局として刑事法・基礎法・公法の研究者を構成員とする團藤重光研究プロジェクト研究会が組織され、現在研究が進められている。同研究会の最新の研究成果は、2020年3月に福島至『團藤重光研究－法思想・立法論、最高裁判事時代（龍谷大学社会科学研究所叢書）』（日本評論社）として公表された。筆者も團藤の戦時の東大における活動についての論文を同書に掲載している（太田宗志「東大と防空－團藤重光と東京帝国大学特設防護団法学部団」）。
- 2) 官庁史料編纂会『日本戦後警察史』（1997年2月）94頁参照。
- 3) 田宮裕・河上和雄編『大コンメンタール警察官職務執行法』（青林書院、1993年）14～15頁参照。
- 4) 座談会の参加者は、宮澤俊義（司会・東大教授）、

石川吉右衛門（東大教授）、宍戸基男（警察庁企画審査官）、渋谷亮（警察庁調査統計課長）、田中二郎（東大教授）、中川薫治（警察庁刑事局長）、野木新一（法制局第二部長）、宮崎清文（法制局参事官）、團藤である。

- 5) (座談会)「警察官職務執行法の改正」ジュリスト第166号23頁。
- 6) 「権道（けんどう）」とは、「正しいとはいえないが、目的達成のために便宜的にとる手段。方便。」のことである（『大辞林（第3版）』（三省堂、2006年）参照）。
- 7) 同掲注5) 15頁。
- 8) 同掲注5) 15頁。
- 9) 同掲注5) 15頁。
- 10) 同掲注5) 17頁。
- 11) 同掲注5) 17頁。
- 12) 同掲注5) 17頁。
- 13) 同掲注5) 17頁。
- 14) 同掲注5) 17頁。
- 15) 同掲注5) 17頁参照。
- 16) 同掲注5) 14～15頁参照。